

石木ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回） 議事録

日 時 平成23年5月9日（月）14：00～16：00

場 所 長崎県央農業協同組合川棚支店 会議室

出席者

構成員 佐世保市 朝長市長、川棚町 山口町長、波佐見町 松下副町長、
長崎県土木部 村井部長

○司 会：定刻になりましたので、ただいまから、「第 3 回石木ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開会します。

私は、本日、議事に入るまで司会進行を務めさせていただきます、石木ダム建設事務所の金子と申します。よろしく願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、石木ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第 3 回）議事次第、次に石木ダム検証（検討の場の進め方）（案）、次に、石木ダム建設事業の検証について（案）、次に、パブリックコメント意見資料、次に、学識経験者意見資料、次に、地権者等との意見交換速記録、次に、住民説明会速記録をお配りしておりますが、資料が足りない方はおられませんか。

引き続きまして、会場の皆様に傍聴にあたってのお願いがございます。傍聴される皆様には、受付の際に議事次第と一緒にお渡ししております「傍聴にあたってのお願い」に従って傍聴されることをお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、会議を進めてまいります。

まず、開会に当たりまして、村井長崎県土木部長がご挨拶申し上げます。

○長崎県：長崎県土木部長の村井でございます。

本日は、この「検討の場」の各構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、第 3 回石木ダム「検討の場」にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

前回、1 月 28 日に開催いたしました第 2 回「検討の場」の後に、事務局では 2 月 18 日から 3 月 22 日にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、74 件のご意見をいただいております。

また、前回の会議におきまして、川棚町長様より地権者の方からのご意見を聞く場を設けるようにとご提案がありまして、その提案を受けて 3 月 6 日には川棚町で地権者さんら 48 名出席の中で意見交換会を実施いたしました。その後、3 月 11 日には同じく川棚町で 82 名の参加の中で関係住民説明会を開催いたしております。

さらに、学識経験者として、治水・利水、環境、農業及び経済の専門分野の 7 名の方々からのご意見もいただいております。また、関係地方公共団体の長としての川棚町長様、波佐見町長様、佐世保市長様及び関係利水者としての佐世保市水道局長様、川棚町長様からのご意見もいただいております。

今回は、これらの中でお寄せいただきました数多くのご意見を踏まえて、事務局で「石

木ダム建設事業の検証について(案)」でございますが、これを作成いたしました。本日の第3回の「検討の場」におきまして、皆様方から忌憚のないご意見をいただき、ご審議いただければと思っております。

簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

○司 会：それでは、本日ご出席の構成員の方々をご紹介します。

まず、佐世保市の朝長市長でございます。

続きまして、川棚町の山口町長でございます。

続きまして、波佐見町の松下副町長でございます。

先ほど挨拶をいたしました村井長崎県土木部長でございます。

議事に入る前に、「検討の場」の進め方について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：それでは、検討の進め方について、事務局より説明いたします。

まず、昨年9月28日に、ダム事業について検証に係る検討を行うようにという国土交通省からの要請がございまして、そのときの資料が1枚目のペーパーでございます。これを踏まえまして、2ページで具体的な進め方についてご説明いたします。

第1回の「検討の場」を昨年12月11日に開催しております。その後、今年の1月28日に第2回の「検討の場」を開催しております。その後、パブリックコメントを実施、それから、学識経験者の意見聴取、関係住民への意見聴取、関係地方公共団体・関係利水者への意見聴取を行っております。

それらを踏まえまして、本日、第3回の「検討の場」を開催し、検討内容についての説明を行いますとともにご審議をいただくこととなっております。今回の「検討の場」で内容についての意見の収束が見られればこの場で終わりになりますが、収束が見られない場合は、引き続き「検討の場」を開催していくこととなります。

その後、県で対応方針(案)を策定いたします。それをもちまして長崎県公共事業評価監視委員会の意見聴取を行い、その後、県で対応方針の決定を行い、本省への検討結果の報告という流れになっております。

以上で、進め方についての説明を終わります。

○司 会：ただいま事務局より、検討の場の進め方(案)について説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。

議事進行は、長崎県の村井土木部長が進めます。それでは、村井土木部長、よろしくお

願います。

○長崎県：それでは、これからの議事について、私のほうで進めさせていただきます。

これまで2回にわたりまして開催いたしました「検討の場」におきまして、川棚川の流域の概要、現状と課題、現行の治水・利水計画、検証対象となっているダムの概要、概略評価による治水対策案・利水対策案の抽出、詳細評価による検討、評価軸による評価等を行ったところでありますけれども、おさらいの意味も含めまして、再度事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、第1回、第2回の「検討の場」の内容につきまして、簡単ではございますが説明させていただきます。

まず、「川棚川流域の概要」でございますが、川棚川は県が管理する二級河川でございます。県内では比較的大きな河川であるということでございます。また、川棚川流域の土地利用と人口についてもご説明させていただいております。

4ページにいきまして、「川棚川の現状と課題」ということで、洪水の特徴といたしましては、川棚川は急流河川でございます。降った雨がすぐに流れ下ってくると。それに伴い急激な水位上昇が起りやすい河川であるということでございます。

現状の治水安全度といたしましては、これまで治水対策に取り組んでまいっておりますが、氾濫区域内の資産等を守るためには、今後、さらに治水安全度の向上を図る必要があるということでございます。

水利用の現状といたしましては、農業用水として耕作に利用されているほか、水道用水といたしまして、川棚町で日量7,500m³、波佐見町で日量1,500m³、佐世保市で日量1万5,000m³が利用されております。

堤防の整備状況は、写真のとおりでございます。

次に5ページでございますけれども、河川整備基本方針におきましては、計画規模を100分の1としております。また、河川整備計画におきましては、石木川の合流点下流の資産の集中状況や過去甚大な被災を受けていることなどを踏まえまして、石木川合流点下流を概ね100年に1回発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図るとともに、石木川合流点上流については、概ね30年に1回発生する降雨による流量の安全な流下を図るということで整備計画を立てております。

次に、「水需給計画の概要」でございますが、佐世保市におきましては、平成29年度には1日最大給水量が11万7,300m³になると予想してございます。現在でも不足している

水量に加えまして、将来の水需要に対応するため、石木ダムにより日量 4 万 m³ の新規水源の開発を行うということで水需給計画を立てております。

次に 6 ページ、「検証対象ダムの概要」でございますが、洪水調節容量、そして新規利水容量、不特定容量、各容量を確保するために堤頂長 234m、堤高 55.4m の重力式コンクリートダムを計画しております。

次に 7 ページでございますが、まず、概略評価による治水対策案の抽出を行っております。26 案について概略評価を行い、現行計画を含みます 7 案について、詳細評価を 7 つの評価軸について行っております。

まず、第 1 案はダム現計画案でございます。2 番目として本川中流における遊水地案、3 番目としまして採石場跡地を利用した遊水地案、4 番目として放水路案、5 番目として河道掘削案、6 番目として引堤案、7 番目として堤防嵩上げ案につきましての概要をまず 8 ページに載せております。

次に 9 ページ以降でございますが、その 7 案につきまして、それぞれの評価軸によって検討を行っております。まず、「安全度」、「コスト」、「実現性」、10 ページにいしまして「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、11 ページにまいりまして「環境への影響」ということで、各案について評価軸ごとにそれぞれコメントを入れるというのが第 2 回の「検討の場」において行ったものでございます。

次に 12 ページでございますが、利水についての概略評価による利水対策案の抽出をまず行っております。15 案について概略検討を行い、現行案を含みます 5 案について、詳細評価を 12 ページ下の 6 つの評価軸についての検討を行っております。

利水案としては、まず、ダム現計画案、次に、岩屋川ダム案、3 つ目といたしまして本川中流域での貯水池案、4 つ目としまして採石場跡地の貯水池案その 2、5 つ目といたしまして地下トンネルダム案、6 つ目としまして海水淡水化案、その 6 案につきまして、先ほど申しました 6 つの評価軸について評価しているのが 14 ページ、15 ページでございます。

次に、流水の正常な機能の維持についての検討を行っておりまして、これにつきましては、まず 15 案について概略検討を行いまして、現計画を含みます 3 案、実質的には 4 案でございますが、それについての詳細評価を行っております。評価軸については、16 ページ下の 6 つの評価軸について評価を行っております。

評価（案）といたしましては、17 ページを見ていただきますと、まず、現計画のダム案、2 つ目として岩屋川ダム案、3 つ目といたしまして本川中流の貯水池案その 1、4 つ目とい

たしまして採石跡地の貯水池案その**2**ということでございます。この**4**案につきまして、**6**つの評価軸について検討を行ったのが**18**ページ、**19**ページでございます。

以上、第**2**回目までの「検討の場」の内容をご説明いたしました。

○長崎県：ただいま、事務局より、第**1**回目と第**2**回目の「検討の場」の内容についてのご説明をしていただきました。

ご意見、ご質問等はありませんか。復習でございましたので、一度既にお聞きになっているとは思いますが、(発言する者あり) 特段ご質問、ご意見はありませんか。——よろしいですか。

それでは、引き続きまして、意見聴取結果について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：それでは、第**3**回「検討の場」の内容ということで、**21**ページ、意見聴取結果についてご説明いたします。

意見聴取結果の内容は、パブリックコメント、学識経験者の意見聴取、関係住民への意見聴取ということで地権者との意見交換、関係住民説明会について、そして関係地方公共団体、関係利水者への意見聴取ということで説明させていただきます。

内容の具体的なものについては、参考資料として別途、地権者の意見交換、関係住民説明会については生の意見をつけさせていただいております。

それでは、まず、「パブリックコメントの概要」でございますが、主な意見といたしまして、佐世保市の利水(4万トン)の必要性についてのご意見がたくさん出ております。これについては、後で補足説明ということで説明させていただきます。

次に、佐世保市の漏水対策についてということで、漏水対策をちゃんとやれば石木ダムは要らないんじゃないかというようなご意見がありました。これにつきましては、昭和**49**年以降、平成**19**年度までに**176**億円を費やして、佐世保市では有効率**78%**を**87%**に向上させ、今後、平成**29**年度までに**92%**まで引き上げることとしておられます。

次に、川棚川の環境に対する影響についてということで、移植等についてのご意見でございます。移植後**4~5**年先までのモニタリングが必要じゃないかというような意見がございました。これにつきましては、現時点では**3**年間を基本としてモニタリングを実施することとしておりまして、今後、必要に応じて専門家の指導を受け、調査を実施する旨の意見を後のコメントのところに追加をさせていただいております。

次に、ダム案の大村湾への影響についてということで、ナマコへの影響が、塩分濃度が上がることによって起こるんじゃないかというような意見がございまして、これにつき

ましては、大村湾への流出量の減少が大村湾への流出量全体の1%に過ぎませんので影響は小さいものと考えられますが、今後とも継続的に川棚港で水質観測が行われていることでもございまして、必要に応じて専門家の指導を受け、別途調査を実施する旨のコメントを追加してございます。

ダム案による新たな自然環境の創出についてということですが、この件につきましては、ダムができることによって自然環境が破壊されるという意見をよく聞くけれども、新たな自然も創出されるのではないかというようなご意見でございます。

次に、事業に協力された地権者の約8割の方の気持ちを大切にすべきじゃないかというご意見もございました。

安心して暮らせるためにも早くダムをつくってほしい、これは100分の1の雨がいつ降るのかわからないので、安心して暮らせるように早くダムをつくってほしいというようなご意見でございました。

詳細なご意見につきましては、先ほど申しましたように参考資料としてつけさせていただいております。

次に、「地権者との意見交換の概要」ということで、平成23年、本年の3月6日に意見交換会を実施しておりますけれども、その中の主な意見といたしましては、川棚川の治水安全度（計画規模）について、100分の1が過大ではないかというようなご意見がございました。これにつきましても先ほどと同様、詳しく補足説明をさせていただくことにしております。

次の佐世保市の利水（4万トン）の必要性の検証についてということでも、補足説明で説明させていただきます。

佐世保市の漏水対策についてということについては、先ほど申し述べたとおりでございます。

また、川棚川に生息する生物に対する影響についてということでございますと、先ほどの移植について等の意見が出ております。

それから、反対者の切実な思いが資料に反映されていないではないかというご意見もございまして、これについては後で説明しますが、評価軸内のコメントのところに反映させていただいております。

次に、「関係住民説明会の意見概要」ということで、3月11日に関係住民説明会の意見聴取を行っておりますけれども、そのときの主な意見といたしましては、佐世保市の利水（4

万トン)の必要性の検証について、ご意見がっております。

また、佐世保市の漏水対策についてのご意見もあっております。

そのほか、佐世保市の海水淡水化についてというご意見がありまして、これについては海水淡水化に要する費用について、「設備費用として75億円で済むんじゃないか、そう聞いているよ」というようなご質問がございましたが、これについては「用地買収とか関連施設、維持費等が見込まれておりません」ということで回答しております。

大村湾(ナマコ)への影響についてもご意見をいただいております、それについては先ほど申し述べたとおりでございます。

それから、一刻も早くダムをつくってほしいというご意見も出ております。

次に25ページ、「学識経験者の意見概要」ということで、主な意見といたしましては、治水安全度の設定の根拠、長崎県で治水安全度の設定をする際の根拠があるのであれば、それをちゃんと説明すべきじゃないかということございました。

2つ目といたしまして、それぞれの単独案、例えば河床・河道掘削案、嵩上げ案、それぞれの話はわかるんだけど、組み合わせた案で、もっとコスト的に安い案があり得るんじゃないか、それを検討すべきじゃないかというご意見がございました。

次に、地域振興についてということですが、ダム現行案について、もし地域振興についての水特法による地域振興が、将来行うはずのものが優先的にできるということであれば、その旨ちゃんとコメントに入れるべきじゃないかというご意見がございました。

次に、「圃場整備について」でございますが、これは貯水池案、遊水地案などのところでのコメントだったんですが、「本川中流域の遊水地案の予定地につきましては圃場整備がもう完了しており、複合農業が今盛んに行われているところであるので、そういうところに遊水地案なんかを設けること自体が現実的じゃないんじゃないか」というようなご意見がございました。

次に、環境に対しては、ダム湖の上流に自然が残るため、大きな影響はないと考えるというご意見もございました。

他の案より現行ダム案が低コストで妥当であるというご意見もございました。

次に、26ページでございますが、「関係地方公共団体の長の意見概要」ということでございまして、主な意見といたしましては、コストなどを総合的に判断し、石木ダム案が一番有効と思われるというご意見がございました。

それを踏まえた上で、反対地権者の意見も尊重され、解決が図られるようお願いいたしますという意見がございました。

次に、ダム案での周辺整備についてということで、ダム完了後も引き続き住まわれる方については、ちゃんと水特法による地域振興策を図ってほしいというようなご意見がございました。

次に、川棚川上流の治水安全度の確保についてということで、下流については100年に1度の雨、100分の1での河川改修をこの整備計画の中で実施されていくということであるけれども、特に波佐見町、石木川合流点より上流についても随時改修を進めてほしいという要望がございました。

その次の河道の維持管理についてというのは、30分の1で今改修されているところについて、100分の1での改修が行われる間、河道維持の管理を適切に行って、洪水がちゃんと流れるような維持管理を行ってくださいという意見でございました。

最後に、一日も早く石木ダム建設が実現できるように切望するというご意見がございました。

次に、27ページでございますけれども、「関係利水者の意見概要」ということで、佐世保市の利水安全度の確保について、確実に上げるよう努力してほしいという意見がございました。

次に、農業用水の確保についてということで、安定的な農業用水の確保を図ってほしいという意見がございました。

また、川棚川の治水対策推進について意見がございました。

また、コストの点で最も有利となる現行計画の石木ダム案が最も妥当であるという意見もございました。

また、農業者の方からは、川棚町に水がめがなく、渇水期にはいつも不安を感じているというようなご意見もございました。

そのほか、大村湾のため自然のままが良い。これは農業組合も今では田んぼがなくなって1名だけで農業用水を引かれている方だったんですが、この方は「支川の方からの水で十分足りているので、本川からの利水の必要は余りない」というようなご意見でございました。

以上が意見聴取結果でございます。

○長崎県：ただいま、事務局より、意見聴取の結果、どういう意見があったかということについて

の説明がありました。これに対してご意見、ご質問はありませんか。

○佐世保市：佐世保市長でございます。

意見聴取の結果ということもございませし、また、補足的な説明はさらに後ほどさせていただきますと思いますが、総論的な形でお話をさせていただきたいと思ひます。

今回の評価については全面的に賛同するものでございまして、一日も早く石木ダム建設が実現できるように強く切望するところでございませ。その理由といたしましては、渇水ということが1つあるわけございませが、市民生活に大きな影響を与えた渇水の危機にこれまで幾度となく瀕したことがございませ。平成6年の大渇水、それから、大体2年に1度は渇水の危機を迎えておるといふようなことございまして、平成19年から20年に關しまして制限給水を行うなど、現実の問題として起こっております。

そういうことで、大変重要かつ深刻な問題でありますので、何としても早急に解決することが行政としての責務であります。(発言する者あり)

○司 会：進行の妨げになります。お静かに願ひませ。

(発言する者あり)

○司 会：お静かに願ひませ。

○佐世保市：どのような渇水でも、最大のピーク時に常に給水することが水道事業としての責務であると確信をいたしているところございませ。(発言する者あり)

また、水源確保対策として、これまで水不足解決のため、さまざまな水源確保策に取り組んでまいりましたが、抜本的な解消に至っておりませ。コストの縮減についても重要な課題ございまして、多大な費用がかかれば水道料金にはね返ることにもなります。

また、市民や議会の考え方でございませが、市民の代表であります佐世保市議会においても、石木ダム建設促進の決議をいたしております。(発言する者あり)

○司 会：お静かに願ひませ。

○佐世保市：石木ダム建設促進佐世保市民の会など、多くの市民や事業者から理解をいただいております。

以上のことからいたしまして、私どもといたしましても、これはぜひとも石木ダムが一日も早く建設できるように、先ほど申し上げましたように強く望むところでございませ。

以上ございませ。

○長崎県：ありがとうございました。

そのほか、ご質問、ご意見等はございませんか。

○波佐見町：波佐見町の松下と申します。よろしくお願いします。

先ほどの川棚川の流量の説明の中で、石木川合流点から下流のほうは 100 分の 1、100 年に 1 度の計画であると、その上流のほうは 30 分の 1、30 年に 1 度ということでの説明がございましたけれども、最近の全国の災害状況を見てみれば、地球温暖化等の影響もあって集中的に、ゲリラ的に多量の雨を降らせる気象が続いておりますけれども、そういうことがここで起こった場合に、果たして 30 分の 1 でいいのかどうかということもございます。

平成 2 年に、水害で川棚川の支川につきましては災害復旧、あるいは災害関連事業として整備をしていただきました。今、雨が降った場合には、すぐ流れて川棚川に合流します。それが流れていく場合、もしも大村湾の満水時期と重なった場合には河口付近にもかなりの被害をもたらすんじゃないかというふうに思っておりますが、そういったことも考えながら上流域の 30 分の 1 というのを町の見解として申し上げておりましたけれども、それらの改修の計画が具体的にあるのかどうか。あるいは、県下の他の河川の計画はどうなっているのかということをお知らせいただきたいと思えます。

○長崎県：ありがとうございます。地方公共団体の長としての意見の補足のご意見であったかと思えます。

また、そのほかのご意見、ご質問はございませんか。

○川棚町：川棚町長でございます。

実は前の段階で質問すればよかったんですけども、この検証の会議というのは、できるだけダムに頼らない治水・利水、そういった方法がないか、比較検討しなさいということで始まったと思っておりますけれども、今回その中で、何で岩屋川ダム案が比較検討の対象にされているのか、ちょっと不思議に思ったものですからお尋ねいたします。

○長崎県：事務局、答えてください。

○事務局：事務局からお答えいたします。

まず、川棚川合流点上流 30 分の 1 の区間につきまして、今後どのような河川整備計画の具体的な案があるのかということでございますが、現在立てております整備計画は、ここ 20 年、30 年の計画ということで、まずは資産が集中して氾濫のときの被害が大きいと考えられます石木川合流点下流について、まずは 100 分の 1 で改修を行うということでございまして、その後、その改修が終わった段階で、県内河川のバランスを考えながら整備計画を策定することとなると考えております。

また、**30分の1**でやっております県内の河川につきましては、諫早の有喜川とか、離島の佐護川、そういうところがございます。

以上でございます。

○事務局：川棚町長からの岩屋川ダム案について、回答させていただきます。

この岩屋川ダム案につきましては、地元の方々から、岩屋川と木場方面の石木川本川がございますけれども、岩屋川の方にダムをつくってはどうかというふうなご提案がございます。そのご提案に基づきまして詳細評価まで比較検討いたしております。

この岩屋川ダム案につきましては、集水面積が**2.75k m²**と、今計画している石木ダムの**3分の1**程度でございますので、そのダム地点だけでは**4万 m³**の開発は困難でございますけれども、石木川から水をポンプアップすることによって**4万 m³**の開発が可能になると。利水ダムについては、岩屋川ダム地点でも**4万 m³**の開発ができるということで、地元の方々のご提案も踏まえまして詳細検討まで行っているということでございます。

なお、つけ加えますと、岩屋川ダム案に治水ダムをつくっても**2.75k m²**でございますので、すべての洪水をカットしたとしても、川棚川の洪水調節には石木ダムほど効果がないということでございます。

○長崎県：よろしいでしょうか。できるだけダムに頼らないということからすると、利水面のこともあり、また地元からのお話もあったということで検討したということでございます。

そのほかよろしいでしょうか。——よろしいですか。

それでは、引き続きまして、この意見聴取を踏まえました補足説明ということで、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、意見聴取を踏まえました補足説明ということで、**3点**詳細な説明をさせていただきます。

1点目は、治水計画における**100分の1**の計画規模についての説明です。**2点目**といたしまして、佐世保市の利水新規開発容量**4万 m³**についてのご説明をさせていただきます。**3点目**といたしまして、学識経験者からの意見といたしまして複合案を検討すべきじゃないかというご意見がございましたので、複合案についての検討をいたしております。その**3点**についてご説明いたします。

まず、**1点目**の治水計画の補足説明でございますが、**29**ページを見ていただきたいと思います。

まず、「基本高水流量算定フロー」といたしましては、計画規模の決定をまず行っており

ます。河川の重要度、県内河川のバランス、既往の被災実績等を勘案いたしまして、計画規模 **100 分の 1** を設定しております。

次に、計画雨量の決定でございますが、過去の降雨データから確率計算で **24 時間雨量 400 mm**を算定しております。

次に、計画対象洪水の選定につきましては、過去の雨の降り方のうち、一定規模以上の降り方を抽出する代表となる **9 パターン**を抽出いたしまして選定しております。

基本高水流量の決定といたしましては、貯留関数法による各降雨パターンの流量を算定いたしまして、最大となる山道橋地点で毎秒 **1,400 m³**を設定しております。

次に **30 ページ**でございますが、それぞれについて詳細に説明いたします。

まず、「計画規模の決定」ということございまして、長崎県の二級河川流域重要度評価指標というものをつくってございまして、過去の実績降雨、県内河川の整備規模等を総合的に評価しまして、川棚川の計画規模は **100 分の 1** が妥当と判断しております。

これにつきまして具体的に申しますと、右側の表でございますけれども、流域重要度の評価と計画規模の下限値ということで、計画規模をそれぞれ **30 分の 1**、**50 分の 1**、**100 分の 1** としまして、氾濫面積、想定氾濫区域内の宅地面積、人口、資産額、工業出荷額、それぞれについて流域内の数字を出してございまして、その項目の **3 項目以上**に適合があればそれで計画規模を決定しているということでございます。

川棚川につきましては、**5 項目のうち 4 項目**が該当するというので、**100 分の 1** が妥当ということで決定しております。ちなみに **100 分の 1** の県内の整備河川といたしましては、**30 ページ**の左下に書いておりますとおり、時津川、相浦川、早岐川、小森川、鹿尾川、川棚川などがございます。この **100 分の 1** 相当の雨ということで **400 mm**を設定しているわけですが、これにつきましては後でまた詳しく説明しますが、過去最大の **24 時間雨量**、昭和 **23 年 9 月 11 日**の佐世保観測所での雨が **408.8 mm**、これがほぼ **100 分の 1** 相当となるということでございます。

次に、**31 ページ**をご覧くださいと思います。**24 時間雨量 400 mm**は過去の雨量を確率計算して算定しております雨量でございます。既存データがある佐世保観測所の昭和 **22 年**から平成 **15 年**までの **48 年間**の雨量をもとに算出した結果でございます。右のグラフを見ていただきますと、**100 分の 1 確率雨量**は **425 mm**となっております。過去の実績データの相関から川棚川流域平均雨量は佐世保雨量の **0.94 倍**と推定されますことから、過去の実績から川棚の雨量を佐世保の **0.94 倍**として算定しております。その結果 **400 mm**という

のが出てきております。

次に、「基本高水流量、計画高水流量の決定」でございますけれども、流出量はこの降雨データをもとに貯留関数モデルによって算定を行っておりまして、流出量が最大となります。昭和42年7月9日の降雨をもとに基本高水流量、計画高水流量を決定してございます。その結果、基準点でございます山道橋において1,400 m³/sの流量、石木ダム計画をすることによって1,130 m³/sに既設ダムの野々川ダムと合わせて調節するという計画でございます。

次に、33ページでございますが、この基本高水流量1,400 m³/sを出しました24時間雨量400mmと時間雨量110mmというものが県内で数多く発生しているという説明でございますが、記録が残っております時間雨量、昭和31年以降100mm以上降った雨が12回観測されてございます。それと、24時間雨量400mmの雨量でございますけれども、記録が残る昭和初めから平成19年までの中では、これも12回観測されているということで、県内のどこで起こってもおかしくないような雨ですよという説明でございます。

次に、34ページでございますが、ここからは利水計画の補足説明でございます。

まず、今回の「検討の場」を開催するに当たりまして、県のほうから佐世保市に対しまして、ダム事業参画継続の意思があるのか、開発量として毎秒何m³が必要なのかという確認をしております。

佐世保市からの回答といたしましては、「現在、佐世保地区の安定水源水量は日量7万7,000 m³しかなく、水不足を抜本的に解消できるのは石木ダム建設以外にはないため、ダム事業参画を継続します。平成19年佐世保市水道事業再評価において、将来佐世保地区が必要とする水源水量が日量11万7,000 m³であるため、日量4万m³の開発量が必要です」というご回答をいただいております。

次に、35ページ、「水需給計画の概要」でございます。不安定水源からの取水も合わせて給水を佐世保地区で行っておりますけれども、昭和53年以降、これは平成6年からのものしかついておりませんが、35ページの右下の表にあるように、渇水時期において、これだけの広報・節水の実績があると。

そして、平成6年度におきましては、南部水系（広田浄水場）では平成6年8月1日から翌年の4月26日までの264日間もの給水制限を実施しておりまして、一般家庭のほか、無床病院、乳児園・保育園・幼稚園、小学校・中学校・高等学校、老人福祉施設や大型工場等も給水制限が実施されるなど、市民の日常生活や経済活動に多大な影響を与えている

ということでございます。

次に、具体的に4万 m^3 の算定根拠でございますが、36ページを見ていただきますと、将来人口の設定につきましては、コーホート変化率法をもとに算定しておりまして、平成29年度に22万1,793人という計画給水人口を設定しております。

次に、生活用水原単位でございますけれども、要因別分析法による算定により、平成6年の湯水から、持ち直した平成9年をもとに要因別分析を行っておりまして、その結果平成29年度に2210という原単位が出ております。36ページの右上でございますけれども、生活用水量としましては、先ほどの生活用水原単位に給水人口を掛けて生活用水量を算定しております。

次に、業務営業用水量でございますが、これにつきましてはトレンド式による方法で推定を行っておりますが、妥当な推定式が得られなかったということで、実績値に新規開発分を加算して将来値を設定しております。

工業用水についてもトレンド式による方法で推定を行いましたが、相関がとれないということで、実績値に新規開発分を加算し、将来値を設定してございます。

その他用水としては、船舶用水等につきまして、実績値をもとに設定しております。

有収水量の設定としては、先ほど説明した水量を足し、中水道計画による水量、日量500 m^3 を引きまして、有収水量7万8,458 m^3 を算定しております。

次に37ページでございますが、1日平均給水量を算定するに当たりまして、まず有効率を計画しております。有効率92%というものは、厚生労働省からの指導をもとに漏水防止対策等を考慮して佐世保市が設定しているものでございまして、この有効率92%を左下のグラフにありますように、平成29年度の計画目標を92%としまして、それに実績の有効無収率を引きまして有収率87.7%を出し、先ほど説明しました有収水量をこの有収率によって割り戻したものが1日平均給水量、日量8万9,462 m^3 となっております。

右上のほうでございますけれども、1日最大給水量を算定するに当たりまして、その下のグラフを見ていただきますとわかりますとおり、佐世保市のほうで水道事業者としてのリスク管理の観点から負荷率が最小となる80.3%、平成11年度のものを採用してございます。それによって1日平均給水量を負荷率で割り戻し、実績値の負荷率で割り戻したものが1日最大給水量11万1,410 m^3 となります。この11万1,410 m^3 を浄水ロス（実績）95%で割り戻したものが1日最大取水量11万7,300 m^3 /日ということになりまして、これが11万7,000 m^3 の根拠でございます。

次に、38 ページでございますが、左上の円グラフでございますけれども、日量 7 万 7,000 m³が安定水源、不安定水源として 2 万 8,500 m³でございます。

山道堰のところでの平成 19 年度の取水状況をグラフにしたものが棒グラフでございますけれども、まず黄色で示したものが安定水源と呼ばれるものでございますが、この平成 19 年度の渇水時においては、平成 19 年 11 月 23 日から翌年 4 月 25 日までの間に安定水源と言われるところでもこのように取水ができていないと。当然暫定豊水日量 5,000 m³の分は、この赤の枠で囲んでいるところでございますが、このようにほとんど取水ができていないという状況でございました。

この不安定水源と新規取水を合わせて 4 万 m³を開発するというのが石木ダムの計画でございます。下の図で見られるように、赤の 2 万 8,500 m³と安定水源を足した 10 万 5,500 m³/日を将来計画 11 万 7,000 m³にするために、不安定水源とその差 1 万 1,500 m³を合わせて 4 万 m³というのが開発量でございます。

右のほうに書いておりますように、11 万 7,000 m³から安定水源 7 万 7,000 m³を引いた 4 万 m³が新規開発量です。下のほうに別途書いておりますけれども、2 万 8,500 m³の不安定水源と新規開発分の水需要の増加で、1 日当たり 1 万 1,500 m³を足したものが日量 4 万 m³ということです。よく誤解されるのが、漏水の対策は見込んでないんじゃないかということをよく言われるんですが、先ほど説明したように、平成 29 年までの有効率 92%まで漏水対策を上げるということで、それをもとに石木ダムの計画は立てておりまして、漏水対策がなければ 1 日 4 万 4,500 トン必要なのを、今回漏水対策を行うことで 4 万 m³に抑えることができるという計画でございます。

次に、39 ページでございますが、これからが「治水代替案の組み合わせの検討」の内容でございます。

まず、「引堤案」、「河道掘削案」、「堤防嵩上げ案」につきまして、赤で書いている棒グラフの部分が構造物改築及び家屋補償費に要する費用でございますが、全体の事業費の 70～80%がそれに費やされるということでございます。

次に、具体的にどのような組み合わせ案かは 40 ページに示しているとおりでございまして、下間堰下流には大きな橋梁が 4 橋ございます。下間堰上流には、堰が 2 つ、山道橋が 1 つあるということで、できるだけ事業費を抑えるという観点から、下間堰下流については河床掘削を行い、下間堰上流については嵩上げ案を採用して河道堰の改築を行わないような計画にしております。その計画が一番安いということ、それと石木川については引堤

案を採用することとしております。それによって、川棚川本川で 82 億円、石木川の引堤案によって 55 億円、合計 137 億円という事業費が出ております。

41 ページを説明いたしますと、河道縦断形を考慮した中で費用最小となる案というのが、先ほど説明した事業費で、本川の下間堰下流を河道掘削、上流を堤防嵩上げ、支川を引堤案ということで 137 億円となります。これは現行ダム計画案の残事業費 71 億円を上回るということがございます。

問題等懸念事項として挙げられるのは、下流感潮区間で 1.2m 掘削するため、生態系への影響が懸念されるということと、下間堰上流では堤防嵩上げを実施するため、堤防嵩上げ案でも説明していましたが、堤防を嵩上げすることは洪水が上昇するということですので、被害ポテンシャルの増大及び内水の助長が懸念されるというようなことがございます。

次に 42 ページでございますが、これは利水代替案の組み合わせを検討した結果でございます。左側の図というのが、地下トンネルダムと岩屋川ダムのそれぞれの持ち分を、例えば左側でいきますと、地下トンネルダム案を 4 万 m^3 、岩屋川ダム案を 0 m^3 としたときの事業費をそれぞれ挙げておまして、緑のものが岩屋川ダム、0 m^3 ですから金額は 0。そして、地下トンネルダム 4 万 m^3 をそこで持たせようとする 500 億円かかると、そのトータルは 500 億円と。地下トンネルダムで 3 万 m^3 、岩屋川ダムで 1 万 m^3 持たせる場合というふうにそれぞれ計算して、それを重ね合わせたものが青の実線のグラフでございます。それで一番安い案というのが岩屋川ダム 4 万 m^3 で地下トンネルダムが 0 m^3 ということで、岩屋川ダム単独案と一緒になるということで、岩屋川ダム単独案のほうが組み合わせ案よりも経済的ですよというグラフでございます。

右のグラフでございますが、こちらは貯水池案と岩屋川ダム案を同じようにそれぞれの持ち分ごとに金額を算定しまして、それを重ね合わせた分でございます。これにつきましても組み合わせ案を考えたときに、岩屋川ダム単独案のほうが優れているという結果が出ております。これによりまして、利水ダムにつきましては岩屋川ダム単独案のほうが組み合わせ案よりも経済的だということで、岩屋川ダム単独案を検討案に挙げておりますので、組み合わせ案については検討から除外するというようにしております。

以上で補足説明を終わります。

○長崎県：ただいま、事務局より、意見聴取を踏まえた補足説明について、治水の計画規模、あるいは利水の佐世保の 4 万 m^3 の根拠、あるいは治水と利水のそれぞれ代替案の組み合わせ

たものについての検討結果、こういったあたりについてのご説明がありました。

これにつきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

○佐世保市：ただいま、補足説明をいただいたわけでございますけれども、もう少し私どもの現状、実情ということにつきまして、過去の経過等につきましてお話をさせていただきたいと、そのように思っております。

先ほど来、平成**6**年の大渇水のことに触れていただいたわけでございますが、これにつきましては、**48**時間のうちに最大**43**時間断水をするということで、**2**日間で**5**時間給水という大変厳しい制限給水が**264**日間続きました。この大規模な渇水は（発言する者あり）

○司 会：恐れ入ります。傍聴にあたっての留意事項をお守りください。（発言する者あり）

お守りいただけない場合は、退場をお願いすることもありますので留意事項をお守りください。よろしく申し上げます。（発言する者あり）

よろしく申し上げます。留意事項をお守りください。（発言する者あり）

今日は、傍聴者からの発言はできませんので、よろしく申し上げます。

○佐世保市：大規模な渇水は、**20**年から**30**年に一度でありまして、我慢すべきとの意見も一部から聞こえてまいります。今からお話をするようなことで、到底受認できるものではないということでございます。

まず、市民生活の面から意見を申し上げさせていただきますと、生活用水はすべて、ため水を使うということになりまして、各家庭で毎日の最低限の必要水量の確保が大変でございました。これは平成**6**年の大渇水のときの状況を今ご説明申し上げます。

夫婦共働きなので、給水時間に水をためるために一時帰宅するなど、水に縛られる生活を強いられました。食器にラップを敷いて、水洗いしなくて済むよう家庭での節水の努力も行いました。給水時間になると一斉に水が使われるため、水圧が低い斜面地では、給水時間になっても水が出ないという問題も生じておりまして、斜面地には給水車で給水も行ったということでもあります。（発言する者あり）

○司 会：お静かに願います。

○佐世保市：水の確保や運搬等で、特に、高齢者の生活弱者には多大な負担となったことも事実でございます。現在は、平成**6**年当時よりも高齢者世帯が増えてきているため、負担はさらに大きいものになると考えられます。ちなみに、佐世保市の高齢化率が、平成**6**年が**16.6%**でございましたが、平成**23**年には**25.2%**ということで、**9%**以上の増加になっております。また、これは今後、**30%**近くまで増加をするということがございますし、斜面地の多い佐

世保にとりましては大変大きな課題になっております。

また、水洗トイレの使用については、その都度トイレタンクに補給するか、バケツ等で水を流す必要があり、これもまた、大変不自由を強いられたものでございます。

それから、学校教育の面で申し上げますと、プールの授業の自粛ということで、これは当然のことかもしれませんが、プールの授業が実際行えなかったと。また、子どもたちは水筒を持参したということも事実でございます。また、給食のメニューをパン中心の節水メニューに切り替えまして、器も使い捨ての紙製のものを使用したという事実もございません。

それから、企業経済活動の面から見てみますと、水を使わなければならない業種、飲食業、食品製造業、製氷業、漁業、理美容業など、断水により営業が困難となりました。理美容等で貯水タンクを設置する等の設備投資を行ったところも多うございました。

市民が水に縛られる生活を強いられたことによりまして、繁華街も閑散となりまして、地元経済にも大変な影響を与えました。(発言する者あり)

給水制限で水が出ないとわかっている町に観光客も来ない。(発言する者あり) ホテル業や観光業などにも影響を与えました。

○司 会：これ以上発言なさいますと、退場をお願いすることになります。(発言する者あり)

すみません。ご退場をお願いいたします。会の進行の妨げになります。(発言する者あり)

○佐世保市：衛生面につきましては、ポリタンク等にとどめた水で手洗い、歯磨き、料理、トイレ洗浄などを行わざるを得ず、衛生上に問題もありまして、そのような課題もあったわけでございます。

公共施設や飲食店等でのトイレの洗浄はバケツにためた水を使っていて、感染症の予防上の問題も出てまいったところでもございました。特に近年は、新型のインフルエンザ等の予防のために手洗い、うがい等が重要であると言われておりますが、ためた水での行為は逆効果になり得るといことも言われております。

また、医療面につきましては、平成6年の大湯水では、医療機関への断水は避けざるを得ませんでした。例えば人工透析には毎日大量の水が必要であるなど、健康、生命の維持にも水は大変重要なこととはご理解をいただけるものと思っております。

それから、水道事業の行政面から見てみますと、(発言する者あり) 水の確保に苦慮をいたしています。(発言する者あり)

○司 会：お静かに願います。

○佐世保市：長崎市や田平町などから支援水の海上輸送、延べ 133 隻、川棚町や西彼町など近隣市町から陸上輸送、延べ 8,287 台、輸送に必要な仮設の取水・送水施設の設置、運搬用のタンクの購入などを実施いたしました。

給水制限に伴う作業は、職員だけでは手が足りず、アルバイトの雇用や町内会や管工事事業者の協力もお願いいたしました。そのほかに広報活動や拠点給水、問い合わせ対応など、職員は不眠不休のような状態での対応を余儀なくされたところがございます。(発言する者あり)

市の財政は、平成 6 年の大渇水で給水制限や水の輸送などの渇水対策だけで約 50 億円もの費用を投じましたが、(発言する者あり) 資産として形を残すようなものではなくて、市の財政が大変厳しくなったということでございます。なお、50 億円は、下の原ダムの嵩上げにかかった費用と同程度の金額であるということも申し添えさせていただきたいと思っております。(発言する者あり)

そのように大変厳しい状況が平成 6 年に起こったわけございまして、このようなことが二度と起こらないようにと大多数の市民が切望いたしております。(発言する者あり) このことにつきましては、毎年実施しております「まちづくり市民意識アンケート調査」におきましても、水問題は常に重要度の上位にランクをされておまして、市民の関心は高うございますし、大方の市民が新規水源の確保、特に石木ダムの建設ということについては切望しているということをお願いさせていただきます。(発言する者あり)

○長崎県：ありがとうございます。

そのほかにもございますか。——よろしいですか。

それでは、引き続きまして、「項目別の総合評価(治水)」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、項目別の総合評価ということで、治水について、まず説明させていただきます。45 ページをお開きください。赤字で書いておところが、今回、評価のコメントを変えたり、追加したりしているところがございます。

まず、安全度でございます。評価のコメントのところに、横に小さく欄を設けておまして、評価基準、現計画案と同等のときを「－」、現計画案より優れているところを「○」、現計画案よりも劣るところを「×」ということで評価をしております。

まず、赤で書き加えているところについての説明を行いますと、複合案につきましては、前回ありませんでしたので、先ほどご説明したとおり、河道掘削、下流河道掘削、下間堰

上流堤防嵩上げ+石木川引堤案につきまして赤でコメントを入れさせていただいております。

堤防嵩上げ案について、パブリックコメントの中で、計画案の堤防嵩上げ案の目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態になるかというところについて、「超過洪水時は計画高水位を超える」ということを書き加えるべきじゃないかということで、これについて書き加えてございます。

まず、「河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」ということで、すべての案について「確保できる」ということで、すべて「－」というところでございます。

先ほど説明しました「超過洪水に対してどのような状態になるか」ということでございますけれども、堤防嵩上げ案につきましては、災害ポテンシャルが上がるということで「×」という評価をして、あとの部分については「－」という評価をしてございます。

次に、「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」ということで、現行計画から放水路案までは、でき上がってしまわないと治水安全度が向上しないということで、それに引きかえ河道掘削案、引堤案、堤防嵩上げ案等につきましては、複合案も含めて、「下流から順次、治水安全度を確保できる」ということで「○」の評価をしてございます。

次に、「どの範囲でどのような効果が確保されていくのか」ということにつきましては、すべてについて「安全度を確保できる」ということで、すべて「－」というところの評価をしております。

次、46 ページでございますが、コストにつきまして、複合案について算定をしております。先ほど説明したとおり、完成までに要する費用ということで137 億円、維持管理について、その他ダム中止に伴って発生する費用ということで上げさせていただいております。

それぞれの項目について、コスト的に考えた場合には、現行ダム案が最も優位であるということで、完成までの費用については、他の案については「×」、維持管理費用に要する費用ということでは、放水路案、河道掘削案、複合案が若干安いということで、それについて「○」をつけておまして、その他の案については高いということで「×」をつけております。ダム中止に伴って発生する費用ということで、ダム計画案が0 円に対して、他の案では59 億円を計上せざるを得ないので、その分について「×」の評価をしております。

次、47 ページ、実現性の評価でございますけれども、現行計画の赤字で書いてあるとこ

ろに、これまでの意見聴取の中で反対地権者、初めは反対しておったけれども、苦渋の選択によって8割が用地に応じているという表現と、あと、40年もの長い間反対してきたのに、それが資料に盛り込まれてないというご意見がございましたので、その分を加えたものがこれございまして、「石木ダム建設にかかる用地買収は、当初反対されていた地権者の苦渋の選択により約8割完了している。一方、40年もの長い間反対されてきた残る地権者の方々のご理解が必要である」という表現にしております。(発言する者あり)

複合案につきまして、それぞれコメントを書いておりますが、まず、「土地所有者等の協力の見通しはどうか」ということにつきましては、遊水地案、放水路案、河道掘削案、引堤案、堤防嵩上げ案、複合案というものにつきましては、これから一からやらなければいけないということで「×」という評価をしております。ただ、遊水地案その2は、「採石場跡地は買収済みであり問題はない」ということで「○」をつけております。

次に、「その他の関係者との調整の見通しはどうか」ということですが、現行案と遊水地案その2につきましては、既に協力を得られているということで「－」で、あとの部分については、これから調整が必要だということで「×」の評価をしております。

「法制度上の観点から実現性の見通しはどうか」については、「特に問題なし」ということですべて「－」、「技術上の観点から実現性の見通しはどうか」ということで、これについても「特に問題なし」ということで、すべて「－」というように評価しております。

次に、48ページ、持続性ということで、「将来にわたって持続可能といえるか」ということですが、これについても複合案についてそれぞれコメントを入れておまして、すべてについて「定期的な監視、施設の老朽化対策などを行うことで、持続的な効果を発揮することができる」ということで、すべてについて「－」の評価をしております。

柔軟性につきましては、「地球温暖化に伴う気候変化や少子化など、将来の不確実性に対してどのように対応できるか」ということで、いずれの案も「柔軟に対応することは容易ではない」というコメントでございますので、すべて「－」というように評価しております。

次に、49ページでございますけれども、地域社会への影響ということで、「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」ということで、前回、「ダム完成後、貯水池上流地区については、地域振興策にて対応する」ということだけ書いていたのですが、学識経験者からの意見もあり、「(水源地域対策特別措置法の適用により、優先的に整備が図れる)」というコメントを追加させていただいております。

その下の「地域振興に対してどのような効果があるか」ということについても、「(現行ダム案の事業で実施する基盤整備など)」というコメントを追加させていただいております。

また、遊水地案その 1 のところで、先ほど意見のところの説明したように、「ほ場整備が完了している」ということと、「複合農業を推進している」ということのコメントを入れさせていただいております。

複合案についても、それぞれコメントを入れさせていただいております、「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」ということで、遊水地案その 1 は、先ほど説明したように、ほ場整備が終わって複合農業が推進されているということで、「そういう影響が懸念される」ということで「×」をしておりまして、遊水地案その 2 というのは、「大きな影響は予想されない」ということで「○」という評価をしております。その他、放水路案、河道掘削案につきましては、前回どおりのコメントでございますので「－」、そして引堤案、堤防嵩上げ案につきましては、今後、「土地の買収、家屋の移転に伴う個人の生活や地域の経済活動への影響が懸念される」ということで、それぞれ「×」の評価をさせていただきます。

次に、「地域振興に対してどのような効果があるか」というところでございますが、現行ダム案につきましては、事業の中で「ダム湖、周辺の取付道路、公園等の整備により、活性化が期待できる」ということで、ほかの案につきましては、特にそのような基盤整備をすることができないということで「×」という評価をさせていただきます。

「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」ということでございますが、「ダム建設地域の負担が大きく、犠牲となる意識が強い」というダム計画案に対して、ほかの地域についても「地域の負担が大きい」ということで、すべて「－」ということで評価をさせていただきます。

次に、50 ページの環境への影響というところでございますが、これにつきましては、環境への意見がございまして、それにつきまして、現行ダム案に赤で書いておりますとおり、コメントを追加しておりまして、「今後、必要に応じ専門家の指導を受け、事後調査を実施する」というようなコメントを追加させていただきます。

「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」ということで、ダム計画案については、補足説明として、「人と自然との触れ合いの活動の場」というのを「(水汲み場、虚空蔵山)」というのを追加しておりますし、「現在の石木川とのふれあいは一部消失するが、石木ダムの貯水池を利用した観光(新しく創出される水辺とのふれあい、散策など)」、意見が出ているものについてコメントを追加させていただいております。

(発言する者あり)

○司 会：ご静粛に願います。(発言する者あり) 注意事項をお守りください。(発言する者あり)
注意事項を守られない場合、退場をお願いします。

○長崎県：次に、遊水地案でございますけれども、「水質保全施設を設置することにより、水量や水質への影響が少ないと予想される」というふうに、今回追加しております。

その後、遊水地案その2のところでございますが、「土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか」ということで、「本案は、ポンプアップによる排水を行うため、土砂流出量は減少するが」というコメントを追加しております。(発言する者あり)

放水路案につきましては、「洪水時には、下流河川への土砂流出量は減少するが」というコメントを追加しております。

複合案につきましては、それぞれコメントを追加しております。(発言する者あり)

「水環境に対してどのような影響があるか」ということで、ダム案、その他の案としたときに、放水路案につきましては、「従来洪水時に濁水が流出していなかった箇所に放流するため、放流先水域での濁水による影響が懸念される」ということで「×」の評価をしておりまして、あとの案については「－」という評価をしてございます。

次に、「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」ということにつきましては、引堤案、堤防嵩上げ案につきましては「特に影響なし」ということで「○」を評価しております。複合案については、河道掘削をすることによってハクセンシオマネキ等の生物に影響があるということで「×」の評価をしております。その他の案については同等ということで「－」の評価をしてございます。

次に、「土砂流量がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか」ということでございますが、遊水地案その1につきましては、「土砂流動の変化が少なく、下流河川・海岸への影響は小さいと予想される」ということで「○」と評価しておりまして、あとの案につきましては同等であるとして「－」の評価をしてございます。

次に、「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」ということにつきましては、それぞれの案について同等であるとして「－」の評価をしてございます。

その他についても同様でございます。

その結果を51ページに表記しております。それぞれの評価軸について、この8案についての評価をしております。その結果をあらわしたものが51ページのこれでございます。治水の観点からの目的別総合評価といたしまして、現行計画は現在の進捗状況をふま

えると、「コスト」、「実現性」、「地域社会への影響」の面からは他の案よりも優位である。また「安全度」、「持続性」、「柔軟性」、「環境への影響」についても他の案とほぼ同等であるということで評価をしてございます。

以上でございます。

○長崎県：ただいま事務局より項目別の総合評価、治水について説明がありました。

ご意見、ご質問等ございませんか。

○川棚町：安全度について、一つだけお尋ねいたします。

ご承知のように、東日本大震災で多くの公共施設が甚大な被害を受けたわけでございますが、あの地域でダムの決壊があったのか、なかったのか。あれば、どのような状況だったのか。そして、この石木ダムが、例えばあいつた震災が発生したときに、その安全度はどの程度確保されているのか、その点についてお尋ねいたします。

○長崎県：事務局、どうぞ。

○事務局：今回、東日本大震災で被災したダムにつきましては、福島県の農業用水専用の藤沼ダムというアースダムが決壊してございます。3月11日の東日本大震災で決壊しまして、貯水がほぼすべて流出し、下流で8人の死者・行方不明者が出ております。

これにつきましては、形式がアースダムということで、石木ダムは形式が重力式コンクリートダムでございますが、重力式コンクリートダムにつきましては被災を受けた報告はありませんで、今回と同等の地震が発生しても構造的には問題がないと考えております。

以上でございます。(発言する者あり)

○長崎県：ほかは、よろしいでしょうか。(発言する者あり)

○司 会：お静かに願います。(発言する者あり) 留意事項をお守りください。よろしく願います。(発言する者多数あり)

留意事項についてお守りください。(発言する者あり) お守りいただけない場合は、退場をお願いする場合がございますので、よろしく願います。(発言する者多数あり)

○長崎県：それでは、議事を先に進めさせていただきます。

引き続きまして、「項目別の総合評価(新規利水)」について、事務局より説明をお願いいたします。(発言する者あり)

○事務局：それでは、新規利水について説明させていただきます。

まず、6案のうち、目標について説明させていただきます。

目標の部分で前回と変わっているのが、「どのような水質が得られるか」ということで、

海水淡水化案、「大村湾の水質は変化するものの、ろ過を行うことで、浄水が確保される」というところを追加しております。(発言する者あり)

「現行計画の利水安全度の目標に対し、取水を確保できるか」ということでございますが、全案について「安全度を確保できる」ということですので「－」で評価させていただいております。

次に、「段階的にどのように利水安全度が確保されていくのか」ということでございますが、すべての案で「施設完成時点において利水安全度が確保される」ということで、すべて「－」というように評価してございます。

3つ目として、「どの範囲でどのような効果が確保されていくのか」ということでございますが、すべての案について「ダム下流の山道橋地点で佐世保市水道用水4万m³/日が確保される」ということで、すべての案で「－」という評価をしてございます。

「どのような水質が得られるか」ということで、すべて貯水するような案でございますので、「ダムによる水質の変化は小さいと予想されるが、曝気装置を設置する」、ほかの案でも同様の評価をしておりまして、すべての案において「－」という評価をしてございます。

次に、コスト面での評価でございますが、コスト面につきましては、前回、金額を上げさせていただいておりますので、その案について「完成までに要する費用はどのくらいか」ということで、コスト的に安いダム案以外について「×」の評価をしてございます。

「維持管理に要する費用はどのくらいか」ということで、地下トンネルダム案が同等の維持管理費ということで「－」にしておりまして、他の案については高いということで「×」の評価をさせていただいております。

「その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用)」につきましては、ダムをやめたときの費用はどれくらいかかるかということで、他の案は金額が上がっておりますので「×」という評価をしてございます。

次に、実現性でございますが、実現性につきましては、「土地所有者等の協力の見通しはどうか」ということで、先ほど治水でも申し上げたとおり、意見の追加をしてございます。

「石木ダム建設にかかる用地買収は、当初反対されていた地権者の苦渋の選択により約8割完了している。一方、40年もの長い間反対されてきた残る地権者の方々のご理解が必要である」というような表現にいたしております。(発言する者あり)

それで、貯水池案その2のところにつきましては、「採石場跡地は買収済みであり問題

はない」ということで「○」という評価をしております、他の案については、これからということ「×」の評価をしております。

2つ目として、「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」ということでございますが、貯水池案その1につきましては「関係する河川使用者との調整が必要である」、また、地下トンネルダム案では「関係する河川使用者との調整が必要である」ということで「×」の評価をしております、他の案については「－」の評価をしております。

「その他の関係者との調整の見通しはどうか」ということで、貯水池案その1については「関係機関との調整が必要である」、海水淡水化案としては「濃縮排水を放流するため、漁業関係者との協議が必要である」ということから「×」としておりまして、他の案については「－」で評価しております。

次に、「事業期間の見通し」につきましては、ダム案について「治水安全度及び利水安全度の確保のため、地権者の方々のご理解をお願いするとともに、平成28年度完成を目標としている」ということで、ほかの案は「不明」ということでございますけれども、これについては同等ということ「－」の評価をしております。

「法制度上の観点から実現性の見通しはどうか」ということで、すべての案について特に問題ないということ「－」の評価をしております。

「技術上の観点から実現性の見通しはどうか」ということで、これについてもすべての案について「特に問題なし」ということで「－」の評価をしております。

次に、持続性につきましては、すべての案について「定期的な監視、施設の老朽化対策などを行うことで持続的に効果を発揮する」ということでございますので、すべての案について「－」の評価をしております。

次に、地域社会への影響でございますが、「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」ということで、現行計画については、「ダム完成後、貯水池上流地区については、地域振興策（水源地域対策特別措置法の適用により、優先的な整備が図れる。）にて対応する」という表現をしております。

岩屋川ダム案につきましては、「事業地には人家もなく、特に影響なし」ということで「○」の評価、貯水池案その2につきましては、「事業地は県有地であり、特に影響はない」ということで「○」の評価をしております。

海水淡水化案については、「事業地は居住者もなく、特に影響はない」ということで「○」の評価をしております。

その他の案については「○」の評価、貯水池案その1については、ほ場整備が完了していること、複合農業が推進されていることをもって「農業従事者の今後の生活設計への影響が懸念される」ということで「×」の評価をしております。

次に、「地域振興に対してどのような効果があるか」ということですが、現行計画におきましては、「ダム湖、周辺の取付道路、公園等の整備について（現行ダム案の事業で実施する基盤整備など）により、活性化が期待できる」ということですが、他の案ではそのような基盤整備はできないということで「×」の評価をしております。

次に、「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」ということですが、海水淡水化案が、「受益地とも同じ佐世保市であり、地域間の利害の不衡平は生じない」ということで「○」の評価をしております、他の案については「－」の評価をしております。

次に、環境への影響ということで、「水環境に対してどのような影響があるか」ということで、現行ダム案で追加をしています。これはナマコに対する影響ですが、意見聴取のところで説明しておりますけれども、「なお、川棚港では、継続的に水質の観測が行われており、監視が可能となっている。今後、必要に応じ専門家の指導を受け、事後調査を実施する」ということで、そういう表現を追加しております。（発言する者あり）

次に、岩屋川ダム案でございますけれども、これも同様のコメントを追加しております。

貯水池案その1、その2、地下トンネルダム案についても同様の評価コメントをつけております。

海水淡水化案につきましては、「海域への高塩分濃度排水により、影響が懸念される」ということで「×」の評価をしております、他の案については「－」の評価をしております。

「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」ということですが、地下トンネルダム案だけが「地下水への影響が懸念される」ということで「×」の評価をしております、他の案については「特に影響なし」ということで「－」の評価をしております。

次に、「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」ということですが、これにつきましても追加をしております。現行計画案については、「今後、必要に応じ専門家の指導を受け、事後調査を実施する」ということになっております。

地下トンネルダム案では、「地下空間に貯水されるため、生物への影響は少ないものと想定している」ということで「○」、海水淡水化案については「特に影響なし」ということで「○」の評価をしております、他の案については「－」ということで評価をさせていただきます。

次に、「土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか」ということでございますが、これについては、海水淡水化案については「特に変化なし」ということで「○」の評価をしております、他の案については「－」の評価をさせていただきます。

「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」ということでございますが、現行計画では、先ほどの治水のときの表現と同じ表現を追加させていただいております。他の案についてもこの表現でございまして、「－」の評価をさせていただきます。

その他、新たな自然環境ができるという意味で、現行計画、岩屋川ダム案、貯水池案その1、その2と、それらについては「新たな自然環境が創出される」ということで「－」の評価をしております、地下トンネルダム案では「特になし」、海水淡水化案では「海淡施設は、多大なエネルギーが必要となりCO₂排出量の増加が懸念される」ということで「×」の評価をさせていただきます。

この59ページの結果をもとに、60ページに目的別総合評価をしております、その結果の表を載せております。

新規利水の観点からの目的別総合評価といたしまして、現行計画は現在の進捗状況を踏まえると、「コスト」、「実現性」の面から他の案より優位である。また「目標」、「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」についても他の案と同等であるという評価をしております。

以上でございます。

○長崎県：ただいま、事務局より、新規利水についての項目別の総合評価についてご説明をいただきました。ご意見、ご質問等はございませんか。

○佐世保市：資料59ページの環境への影響のところになるんですが、「水環境に対してどのような影響があるか」の項目では、海水淡水化案は、「海域への高塩分濃度排水により、影響が懸念される」と評価されております。佐世保市では養殖などの水産業も盛んであるため、これらへの影響が心配をされております。これはこれでいいんですが、しかしながら、その下の下の項目で、「生物の多様性への確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」の項目では、「特に影響なし」と評価されておりますが、これは相反することではない

かと思うんですが、いかがでしょうか。

○長崎県：いかがでしょうか。

○事務局：今のご指摘の生物の多様性について、「特に影響なし」という海淡水の評価でございますけれども、これにつきましては福岡、沖縄の方で海水淡水化が実際やられておりますけれども、特に影響がないという沖縄、福岡の情報を得ておりますので、特に影響がないということで「○」という評価をいたしておりますけれども。（発言する者あり）

○長崎県：いかがでしょうか。

○佐世保市：これに関しましては、福岡、沖縄との比較ということでお話をされておりますが、これは場所にもよるんじゃないかと思うんですね。佐世保の場合は、どこにするかということになるわけでありまして、佐世保湾の中ということもなかなか難しいかもしれませんし、また、九十九島海域においては、これまた、水のかわりが非常に悪いところでございますので、そういう面では全く影響なしということではないんじゃないかと思っておりますので、ここはちょっと再考していただく必要があるんじゃないかと、そのように考えております。（発言する者あり）

○事務局：確かに、設置場所によりまして、環境への影響度合いというのは違うというふうにご報告いただいております。今、ご指摘の点につきましては、再度事務局で検討いたしましてご報告したいと思います。

もう一点、事務局のほうからでございます。54 ページをご覧くださいと思います。海水淡水化案のところ、一番下の「どのような水質が得られるのか」ということで、「大村湾の水質は変化するものの、ろ過を行うことで、浄水が確保される」という表現になっておりますけれども、現在、先ほどご説明しましたように、海水淡水化は一応佐世保地区のほうを予定いたしております、大村湾沿いは想定いたしておりません。これはミスプリントでございますので、削除させていただきたいと思っております。お願いいたします。

○長崎県：そのほかよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、「項目別の総合評価（流水の正常な機能の維持）」について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局：それでは、流水の正常な機能の維持の評価について説明させていただきます。

まず、63 ページ、目標のところでございますけれども、「現行計画の利水安全度の目標に対し、取水を確保できるか」ということですが、4 案につきまして「安全度を確保できる」ということで、すべてについて「－」の評価をしております。

次に、「段階的にどのように利水安全度が確保されていくのか」ということでございますが、これにつきましても「施設完成時点において利水安全度が確保される」と、いずれの案もこのようなことでございますので、すべての案について「－」という評価をしております。

次に、「どの範囲でどのような効果が確保されていくのか」ということでありますけれども、各ダム案については、「ダム下流の既得水利権の取水地点において、各々取水することが可能となる」、貯水池案については、「貯水池下流の既得水利権の取水地点において、各々取水することが可能となる」ということで、すべてについて「－」の評価をいたしております。

次に、「どのような水質が得られるか」ということでございますけれども、ダム案については、「水質の変化は小さいと予測しているが、曝気装置を設置する」ということによりしております。

貯水池案については、「貯水池における水質の変化は小さいと予測されるが、水質悪化による水質改善対策が必要となる可能性がある」ということで、同様なコメントでございますので、「－」の評価をしております。

次に、コストでございますけれども、前回、お示しさせていただいておりますとおり、「完成までに要する費用」、「維持管理に要する費用」、「その他の費用（ダム中止に伴って発生する費用等）」につきまして、現行ダム案が優位でございますので、他の案について「×」の評価をしております。

次に、実現性についてでございますが、これも先ほどから説明しておりますとおり、「土地所有者等の協力の見通しはどうか」ということでございますが、「石木ダム建設にかかる用地買収は、当初反対されていた地権者の苦渋の選択により約 8 割完了している。一方、40 年もの長い間反対されてきた残る地権者の方々のご理解が必要である」という表現にしております。

岩屋川ダム案につきましては、「既買収地を活用できるが、利水単独ダム予定地の新たな土地所有者の協力が必要となる」ということで「×」の評価をしております。

貯水池案その 2 につきましては、「採石場跡地は買収済みであり問題はない」ということで「○」の評価をしております。

貯水池案その 1 については、「貯水池建設予定地の土地所有者の協力が必要である」ということで「×」の評価をしております。

次に、「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」ということで、現行ダム案と岩屋川ダム案については、「関係する河川使用者の同意は得られている」ということで「一」、貯水池案その 2 についても同様ということで「一」、貯水池案その 1 は、本川での貯水池計画になりますので、今後「関係する河川使用者との調整が必要である」ということで「×」という評価をしております。

「その他の関係者との調整の見通しはどうか」ということでございますが、現行計画ダム案、岩屋川ダム案、貯水池案その 2 は「特に問題なし」ということで「一」、貯水池案その 1 については、「関係機関との調整が必要である」ということで「×」の評価をしております。

「事業期間の見通し」につきましては、先ほどの治水、利水と同様に「一」の評価をしております。

「法制度上の観点から実現性の見通しはどうか」ということで、「特に問題ない」ということですべて「一」という評価をしております。

「技術上の観点から実現性の見通しはどうか」ということで、4 案につきまして「特に問題なし」ということで、同様に「一」の評価をしております。

次に、持続性についての評価でございますが、「将来にわたって持続可能といえるか」ということで、「定期的な監視、施設の老朽化対策などを行うことで、持続的に効果を発揮する」ということで、すべての案について「一」という評価をしております。

次に、地域社会への影響ということで、「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」ということで、現行ダム案につきましては、「ダム完成後、貯水池上流地区については、地域振興策（水源地域対策特別措置法の適用により、優先的な整備が図れる）にて対応する」ということに対しまして、岩屋川ダム案では、「事業地には人家もなく、特に影響なし」ということで「○」の評価、貯水池案その 2 については、「事業地は県有地であり、特に影響なし」ということで「○」の評価をしております。貯水池案その 1 については、ほ場整備が終わっていること、そして複合農業が推進されていることをもって「農業従事者の今後の生活設計への影響が懸念される」ということで「×」の評価をしております。

次に、「地域振興に対してどのような効果があるか」ということでございますが、現行計画ダム案では、ダム湖、周辺の取付道路、公園等の整備が現行ダム事業の中で実施することが可能であるということで、「活性化が期待できる」ということに対し、他の案ではそのような整備の方法がないということで「特になし」ということで「×」という評価をしております。

おります。

次に、「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」ということで、現行計画では「ダム建設地域の負担が大きく、犠牲となる意識が強い」と、他の案についても「地域の負担が大きい」ということで「－」の評価をしています。

最後に環境への影響でございますけれども、「水環境に対してどのような影響があるか」ということでございますが、現行ダム案が「施設下流の正常流量が確保され、流況が改善される。今後、必要に応じ専門家の指導を受け、事後調査を実施する」という表現を追加しております。他の施設についても「流況が改善される」ということで、すべて「－」の評価をしています。

「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」ということで、すべての案に「特に影響なし」ということで「－」の評価をしております。

3つ目としまして、「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」ということでございますが、「今後、必要に応じ専門家の指導を受け、事後調査を実施する」という表現を追加してありまして、他の内容につきましても同様のコメントでございますので、すべて「－」という評価をしています。

「土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか」ということでございますが、全案について同様のコメントを書いております、評価については同様に「－」という評価をしています。

次に、「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」ということでございますが、これについても利水のととき同様の評価をしてございまして、ほかの2案についても同等と考え「－」の評価をしています。

その他については、すべての案について新たな湖面ができるということで、「新たな自然環境が創出される」ということで「－」の評価をしています。

その結果を69ページに載せておりますけれども、その結果において、流水の正常な機能の維持の観点からの目的別総合評価といたしまして、現行計画は現在の進捗状況をふまえると、「コスト」、「実現性」の面から他の案より優位である。また「目標」、「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」についても他の案と同等であるということで、そういう評価をいたしております。

以上でございます。

○長崎県：事務局から、流水の正常な機能の維持についての項目別の評価についてご説明がありま

した。

ご意見、ご質問等がございますか。——これは特によろしいですか。

それでは、続きまして、総合評価について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局：それでは、「総合評価」についてご説明いたします。71 ページをご覧ください。

先ほど目的別の検討ということで、「治水の観点からの検討」、「新規利水の観点からの検討」、「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」ということで、3 つの目的別の検討を行いました。その結果、それぞれについての項目ごとの総合評価は、表記のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○長崎県：事務局から総合評価について、ご説明がありました。

ご意見、ご質問等がございますか。

○佐世保市：総合評価ということでございますけれども、これにつきましては、私どもは当初から水問題を抜本的に改善できる方策は石木ダムが最も有効であると認識をいたしておりまして、本市がこれまでにさまざまな検討を行ってきた中でもそのような結論を得ております。

現計画の石木ダム案が最も優位であると評価された総合評価案について、全面的に賛同したいと思っております。

以上でございます。

○長崎県：そのほか、よろしいでしょうか。

○川棚町：これまで多くの代替案が比較検討されてきたわけですが、私もこの石木ダム案が一番効果的な手法であるというふうに再認識をいたしました。特に川棚川の治水対策としても効果があるのだらうと、こう思っております。

ただ、これを進めていただくためには、やはり地元の地権者の理解が絶対必要でございますので、(発言する者あり)引き続きご理解をいただくような努力をしていただきたいと思います、こう思いますし、また、特に佐世保市長にお願いをしたいのは、市長自らもそうですけれども、市民の方に対して、この石木ダムについて反対されている地権者の皆さん方への、いわゆるご理解をいただくようなそういった姿勢をさらに高めていただくように、ぜひお願いしたいというように思います。

以上でございます。

○長崎県：そのほか、よろしいでしょうか。

○波佐見町：波佐見町でございます。今回、波佐見町としましては、川棚川の上流域の町として参

加をいたしたわけでございまして、やっぱり一番懸念されるのは災害ということでございます。この災害に対しての防災という意味からすれば、この石木ダム案が、比較検討された結果を見れば、最善の方策じゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○長崎県：ありがとうございました。

それでは、これまで各目的別の検討を行ってきましたが、この検討の場といたしましては、それらを踏まえて総合的に判断して、現行計画案の石木ダム案が優位と評価することによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○長崎県：それでは、そういうことにさせていただきます。

最後に、全体を通して何かご意見がございますか。

○佐世保市：最後、繰り返しになると思うんですけども、特に平成6年の渇水について、もう一度皆さんにご理解をしていただきたいということで資料を準備いたしておりますので、その資料により説明をしたいんですが、配付してもよろしゅうございますか。

○長崎県：はい。短時間での説明をお願いいたします。（発言する者あり）

〔資料配付〕

○佐世保市：ただいまお配りをいたしました資料は、「平成6年渇水期の水利用に対する貯水量比較」ということで、仮定の数字ということになるわけでございますけれども、平成6年の大渇水時に、仮に石木ダムがあった場合の佐世保市内のダムの貯水量をあらわしたグラフでございます。

緑の実線が平成6年当時の貯水量の実績になります。給水制限が264日にわたり行われました。給水制限が平成6年8月1日から行われたということでございまして、そして、平成7年4月26日に給水制限の解除が行われているということでございます。その間のグラフを書いております。

ここで、仮に給水制限をせずに節水されない状態で給水が行われた場合は、緑の点線のようになりまして、平成6年11月ごろには佐世保市のダムは空になっていたということになります。

平成6年当時、そのときに石木ダムが完成していたという想定でございますが、もし石木ダムから4万m³の取水があったとして、節水されない状態で給水が行われた場合には赤色の線のようになり、平成6年のような給水制限は避けられたものと推計できます。石

木ダムを優先的に取水することに設定をしておりますが、9月中旬には、佐世保市のダムの貯水率は50%程度に下がったということが予測されるわけであります。また、仮に石木ダムから2万m³の取水があったとして節水されない状態で給水が行われた場合には紫の線となりまして、平成6年の実績程度まで貯水量が下がることとなります。

石木ダムは、平成6年のような大渇水時においてもその効果を発揮し、非常に有効な水源ということが、このシミュレーションからも言えるんじゃないかと、そのように思っております。

そのようなことからいたしまして、特に佐世保市といたしましては、今回の評価案に全面的に賛同するものでございますが、今後の水需要といたしましても、景気がどのようなことで左右していくかわかりませんが、今のような状況がずっと続くわけではございませんし、佐世保におきましてはハウステンボスや新規工業団地、そしてまた、東アジア国際航路などさまざまな要因によりまして、まとまった水が必要になってくる可能性というのが十分でございます。

また、基地の問題もでございます。本市は、国防を担う自衛隊及び米軍の基地の町でございまして、有事の際には多くの水の供給が必要となってまいります。先月には、米軍の原子力空母が補給と休養のために数日間入港していましたが、乗員は、空母だけでも4,000人以上でございまして、一時的な人口の増加と艦船へ補給するための水の需要も高まってまいります。

また、市民、議会という観点から申し上げますと、先ほど申し上げましたように、佐世保市議会におきましても、石木ダム建設促進の決議をいたしております。また、石木ダム建設促進市民の会など多くの市民や事業者から理解をいただいております。これは、川棚町長から先ほどご指摘もいただいたわけでございますが、これまでも市民の集会等もございまして、2,000名を超える皆さん方にお集まりをいただきまして、この必要性に理解をいただいたということもございまして、また、市民の会の皆さん方も、これまで現地に赴きましてお願いをさせていただいたことが何度もございます。朝からつじ立ちというようなことでご挨拶をさせていただいたりということもいたしておりますが、なかなかこれまで皆様方にご理解をいただけないような現状でございますが、今後ともそういう理解をいただくことは続けてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○長崎県：そのほか、最後、よろしいですか。先ほどおっしゃいましたことで。——よろしいです

か。

それでは、今後の予定でございます。

ただいま検討していただきました各項目ごとの総合評価、あるいは全体の総合評価について構成員の皆様方から意見をいただいた部分がございますので、その意見をもとに資料に一部修正を行いまして確認をさせていただきます。その資料をもとに「対応方針案」を作成いたしまして、長崎県の公共事業評価監視委員会において審議を行いまして、その後、県議会へ報告し、県としての「対応方針」を決定して国へ報告を行いたいと考えております。以上の段取りで考えてございます。

それでは、第3回の検討の場の議事はここまでとさせていただきます。

以上をもちまして、「石木ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討はすべて終了となります。

昨年の12月11日より本日まで5カ月という長期間にわたりご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。（発言する者あり）

○司 会：本日は、公開検討の場でございますので、これをもって終了したいと思います。

お疲れさまでございました。